

習志野市市民協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民協働によるまちづくりを推進するにあたり、「習志野市市民協働基本方針」の具体的な施策や取り組みについて検討・評価をするため、習志野市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1)市民協働に関する施策の推進に関すること
- (2)市民協働事業の評価に関すること
- (3)市民協働基本方針に基づく事業の推進に関すること
- (4)その他市長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1)公募による市民
- (2)学識経験者
- (3)市民活動団体関係者
- (4)市職員
- (5)その他、市長が必要と認めたもの

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

3 委員長不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、公開を原則とする。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民協働担当課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月15日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。